

改 正 (案)	現 行																								
千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領	千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領																								
(趣旨) 第1条 この要領は、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第33条及び第34条の規定により、千葉県水産振興審議会（以下「審議会」という）における、部会の設置並びに議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (会議の招集) 第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知するものとする。 (部会の設置等) 第3条 審議会に設置する部会、担任する事務、定数は次の表のとおりとする。 <table><tr><th>部会名</th><th>担任する事務</th><th>定数</th></tr><tr><td>栽培漁業・資源管理部会</td><td>1 栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画に関すること。 2 資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。</td><td>十人以内</td></tr><tr><td>生産・販売流通部会</td><td>1 漁業生産基盤に関すること。 2 水産物の加工、販売流通に関すること。</td><td>十人以内</td></tr><tr><td>海面利用調整部会</td><td>1 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。</td><td>十人以内</td></tr></table> 2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会（次項に規定する場合を除く。）を設置することができる。 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。 <u>4 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「部会に属する委員」という）は、会長が指名した者とする。</u> <u>5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。</u> <u>6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。</u> <u>7 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員に通知するものとする。</u> (諮問の付議) 第4条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。 (部会の議決) 第5条 部会の議決は、会長の同意を得て審議会の議決とすることができる。 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該議決に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。 3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る議決事項を審議会に報告するものとする。	部会名	担任する事務	定数	栽培漁業・資源管理部会	1 栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画に関すること。 2 資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。	十人以内	生産・販売流通部会	1 漁業生産基盤に関すること。 2 水産物の加工、販売流通に関すること。	十人以内	海面利用調整部会	1 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。	十人以内	(趣旨) 第1条 この要領は、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第33条及び第34条の規定により、千葉県水産振興審議会（以下「審議会」という）における部会の設置並びに議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (会議の招集) 第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という）に通知するものとする。 (部会の設置等) 第3条 審議会に設置する部会、担任する事務、<u>委員等の定数</u>は次の表のとおりとする。 <table><tr><th>部会名</th><th>担任する事務</th><th><u>委員等の定数</u></th></tr><tr><td>栽培漁業・資源管理部会</td><td>1 栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画に関すること。 2 資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。</td><td>十人以内</td></tr><tr><td>生産・販売流通部会</td><td>1 漁業生産基盤に関すること。 2 水産物の加工、販売流通に関すること。</td><td>十人以内</td></tr><tr><td>海面利用調整部会</td><td>1 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。</td><td>十人以内</td></tr></table> 2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会（次項に規定する場合を除く。）を設置することができる。 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。 <u>4 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員等に通知するものとする。</u> (諮問の付議) 第4条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。 (部会の議決) 第5条 部会の議決は、会長の同意を得て審議会の議決とすることができる。 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該議決に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。 3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る議決事項を審議会に報告するものとする。	部会名	担任する事務	<u>委員等の定数</u>	栽培漁業・資源管理部会	1 栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画に関すること。 2 資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。	十人以内	生産・販売流通部会	1 漁業生産基盤に関すること。 2 水産物の加工、販売流通に関すること。	十人以内	海面利用調整部会	1 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。	十人以内
部会名	担任する事務	定数																							
栽培漁業・資源管理部会	1 栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画に関すること。 2 資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。	十人以内																							
生産・販売流通部会	1 漁業生産基盤に関すること。 2 水産物の加工、販売流通に関すること。	十人以内																							
海面利用調整部会	1 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。	十人以内																							
部会名	担任する事務	<u>委員等の定数</u>																							
栽培漁業・資源管理部会	1 栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画に関すること。 2 資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。	十人以内																							
生産・販売流通部会	1 漁業生産基盤に関すること。 2 水産物の加工、販売流通に関すること。	十人以内																							
海面利用調整部会	1 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。	十人以内																							

改 正 (案)	現 行
(書面による審議) 第6条 会長又は部会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員等の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。 2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。	(書面による審議) 第6条 会長又は部会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員等の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。 2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。
(関係者からの意見の聴取等) 第7条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。	(関係者からの意見の聴取等) 第7条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
(会議の公開) 第8条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、公表することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。 2 会長又は部会長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。	(会議の公開) 第8条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、公表することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。 2 会長又は部会長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。
(会議録) 第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。 2 審議会及び部会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。	(会議録) 第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。 2 審議会及び部会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。
(臨時委員) 第10条 臨時委員の任期は、二年以内とする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 臨時委員は、その者の任命に係る当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 3 臨時委員は、その者の任命に係る事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。	(臨時委員) 第10条 臨時委員の任期は、二年以内とする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 臨時委員は、その者の任命に係る当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 3 臨時委員は、その者の任命に係る事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。
(雑則) 第11条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。	(雑則) 第11条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。
附 則 (施行期日) この規程は平成25年11月22日から施行する。	附 則 (施行期日) この規程は平成25年11月22日から施行する。
附 則 (施行期日) <u>この規程は令和3年 月 日から施行する。</u>	